

平成20年度〔第1四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

知事直轄組織

(注) 1、2の説明

表頭欄の「根拠法令」(1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 1	適用類型 2
広報課	広報誌企画編集委託	広報誌企画編集	平成20年4月10日	(株)ジェイアール西日本コミュニケーションズ	17,703,000	企画コンペ審査会で最優秀と認められた者と契約するため。	2号	4
広報課	テレビ放送委託	県政テレビプラスワン番組制作・放送	平成20年4月11日	びわ湖放送(株)	73,899,000	県全域をカバーする唯一の民間テレビ放送局であり、所定の経費で番組制作が可能であるため。	2号	3イ
広報課	テレビ放送委託	手話タイムプラスワン番組制作・放送	平成20年4月11日	びわ湖放送(株)	8,358,000	県全域をカバーする唯一の民間テレビ放送局であり、所定の経費で番組制作が可能であるため。	2号	3イ
広報課	テレビ放送委託	12セグデータ放送制作	平成20年4月1日	びわ湖放送(株)	46,698,750	県全域をカバーする唯一の民間テレビ放送局であり、県政放送番組に連動したデータ放送が可能であるため。	2号	3イ
広報課	テレビ放送委託	1セグデータ放送制作	平成20年4月1日	びわ湖放送(株)	35,694,750	県全域をカバーする唯一の民間テレビ放送局であり、県政放送番組に連動したデータ放送が可能であるため。	2号	3イ
防災危機管理局	防災情報システム運用保守委託	防災情報システム運用保守業務	平成20年4月1日	パナソニックSSエンジニアリング株式会社関西支社	16,852,500	当該システムの物理構成、論理構成および各サーバ機器、ネットワーク機器、設定内容、開発プログラムの内容を熟知している必要があるとともに、障害発生時においては、即座に対応することが求められるため、システムの詳細設計からソフトウェアの作成、各機器の設定・調整およびシステムの総合調整まで実施し、詳細まで熟知しているシステム開発、設置業者である松下電器産業(株)のメンテナンス部門である同社以外では遂行できないため。	2号	3イ
防災危機管理局	防災ヘリコプター運航委託	防災ヘリコプターの運航業務(操縦、整備、運航管理、着陸帯・駐機場等)	平成20年4月1日	大阪航空株式会社	98,903,683	防災ヘリコプターの基地として使用可能な非公共用ヘリポートを有している民間会社が県内に同社しかなく、かつ事務所・格納庫等借用できる施設があるのもこの1者のみであるため。	2号	3ア

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 1	適用類型 2
防災危機管理局	環境放射線テレメータシステム保守点検委託	環境放射線テレメータシステム保守点検業務	平成20年4月1日	島津システムソリューションズ株式会社京都支店	7,770,000	機器には非常に精密な部分が多く、各社独自の回路設計を採用しており企業秘密でもあることから、機器の製造、据付、ソフトウェアの開発およびこれらの調整工事を実施した同社以外に保守点検可能な業者がないため。	2号	3イ
防災危機管理局	地震防災対策情報番組制作・放送委託	地震防災対策情報番組制作・放送業務	平成20年4月1日	びわ湖放送株式会社	29,220,450	県内に所在し、かつ本番組が対象とする県全域をネットする唯一の民間テレビ放送局であるため。	2号	3イ
防災危機管理局	危険物取扱者免状および消防設備士免状交付等委託(単価契約)	危険物取扱者免状および消防設備士免状交付等業務	平成20年4月1日	財団法人消防試験研究センター	8,461,030	危険物取扱者および消防設備士試験は、消防法第13条に基づき、全都道府県が総務大臣の指定する唯一の試験機関である左記法人に委任しており、同法人に免状交付事務を委託することによって試験事務との窓口の一本化、事務処理の迅速化が図れるため。	2号	3イ
防災危機管理局	危険物取扱者保安講習委託	危険物取扱者保安講習業務	平成20年5月19日	社団法人滋賀県防火保安協会連合会	7,707,000	上部組織である全国危険物安全協会連合会の指導・助言のもとに保安講習を実施し、かつ全都道府県が保安講習を危険物連合会に委託しており、全国同一レベルの内容を確保することが可能な団体である。また、左記法人は危険物取扱者が従事している事業所を会員とする団体のため、法律上受講義務がある危険物取扱者に対し、迅速かつ円滑に保安講習の実施について周知でき、未受講者の把握が可能であり、未受講者に対する受講を周知徹底させることができる県内唯一の団体であるため。	2号	3イ